

秘密保持契約書（片務）

株式会社（以下「開示者」という）と 株式会社（以下「受領者」という）は、開示者から受領者に開示される秘密情報の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約を締結する。

第1条（秘密情報の定義）

本契約において「秘密情報」とは、開示者から受領者に開示される一切の情報のうち、書面・電子データ・口頭・有形媒体を問わず、開示者が秘密として指定した情報をいう。

以下の情報は秘密情報に含まれない。

- （1）開示時に既に公知であった情報 （2）開示後、受領者の責によらず公知となった情報
（3）受領者が独自に開発した情報 （4）正当な権限を有する第三者から守秘義務なく取得した情報

第2条（秘密保持義務）

受領者は、開示者から開示された秘密情報について、開示者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。

第3条（目的外使用の禁止）

受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本契約に定める目的以外に使用してはならない。

第4条（複製の制限）

受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本契約に定める目的の達成に必要な範囲を超えて複製してはならない。

第5条（情報の返還・廃棄）

本契約終了時、または開示者から要求があったときは、受領者は開示された秘密情報を含む一切の書類・電子データ・媒体を、開示者の指示に従って返還または廃棄しなければならない。

第6条（有効期間および存続）

本契約の有効期間は、本契約締結日から 年間とする。本契約終了後も第2条および第3条の規定は、本契約終了から 年間有効に存続する。

第7条（損害賠償）

受領者が本契約に違反し、開示者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負う。

第8条（合意管轄）

本契約に関する紛争は、開示者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

【開示者】住所：

会社名：

代表者： 印

【受領者】住所：

会社名：

代表者： 印